史蹟名勝天然紀念物

第一集
第一號

大正十五年一月二十日印刷
大正十五年一月二十五日發行

1集1号

史蹟名勝天然紀念物

第一集第一號目次　大正十五年一月廿五日發行

表紙　題字　故德川賴倫侯　圖案　平福百穗畫伯

口繪　一、長門峽　二、凱風快晴(北齋)日本橋之白雨(廣重)

一、再刊に際して……會長 内務大臣 若槻禮次郎……一
一、國民精神と史蹟名勝天然紀念物……伯爵 德川達孝……五
一、天然紀念物保存と自然科學……理學博士 三好學……一三
一、史蹟保存事業の難關……内務事務官 兒玉九一……一六
一、英國の保存事業概觀……國府犀東……二〇
一、猪の話……理學博士 渡瀨庄三郎……二五
一、北齋と廣重の見た富士……藤懸靜也……三五
一、山形縣大沼の浮島に就いて……理學博士 中野治房……五〇
一、白河樂翁公の遺蹟に就いて……子爵 澁澤榮一……五八
一、三輪神社印杉に就いて……醫學博士 三宅秀……六五
一、井上通女の遺蹟を訪ねて……棚橋絢子……六九
一、明治天皇御遺蹟蒲田梅屋敷の保存……稻村坦元……七九
一、大和春日山原始林の生態的特徴とその保存に就いて……岡本勇治……八七

■前會長故德川侯爵追悼欄

挿繪　前會長肖像、追悼講演會場
一、悼辭……會長 内務大臣 若槻禮次郎……九五
一、追悼の辭……男爵 阪谷芳郎……九七
一、史蹟名勝の保存と故德川侯爵……文學博士 三上參次……一〇六
一、天然紀念物の保存と故德川侯爵……理學博士 三好學……一一五
一、協會月報、公報彙纂

史蹟保存事業の難關

内務事務官　兒玉九一

一

史蹟名勝天然紀念物保存法が大正八年四月公布せられ、初めて國家の事業として史蹟保存の方法が講ぜらるゝに至つてから今日既に六星霜を閲した。其間内務大臣から指定せられた史蹟は百五十件の多きに達したのである。然しながら、今迄の事業は未だ單に其の緒に著いたに過ぎないので、將來調査の進行に伴ひ史蹟として指定保存を要するものは、何千件に上るや計り知ることが出來ない。然らば此の數多い史蹟を如何にして後世にまで保存すべきや、是我々當局の常に解決に苦しんで居る最も困難な問題である。

二

近頃發堀された彼のツタンカーメンの遺蹟を見て世人は等しく驚愕の念に撃たれた。朝鮮樂浪の古墳の出土品を見て、當時の文化に驚畏を感ぜざるを得ない。斯く古代文明の精華に驚くの事實は、一面に於て當時の文物が日ならずして廢滅に歸し殆ど保存せられず、爲めに今日に於て是を實見することの出來ぬ遺憾を雄辯に物語るものではあるまいか。正倉院の御物が世界的珍寶として重要視されるのも、斯の如き歴史的紀念物の保存の困難を揶揄せる皮肉な比喩と云はざるを得ない。

史蹟とても是と同樣である。物理的變化、化學的變化は如何に之を免れむとしても、到底完全に防禦することは出來ない。果して現在の史蹟を何年の後まで自然の力に反抗して保存し得るや頗る疑問である。古墳の如き、城廓の如き礎石の如き風雨に曝されても變化を起さぬものは比較的に保存に苦しまぬが、建物となると實に手の下し樣がない。殊に我國の

如く木造建築を主とする處では尚更腐朽が早いのみならず、火災の厄に逢ふ機會も亦尠くない。是を現狀の儘保存するのは周密な注意を要する。而も史的興味を惹く遺跡は建築物に最も多い事實に想到すると、史蹟保存の事業が如何に困難なるかを推測し得やう。

古社寺保存法に基いて政府は年々十數萬圓乃至二十數萬圓の豫算を計上し、是が保存を計りつゝある。曾て京都奈良方面を旅行して感じたことであるが、寺と云ふ寺、古くして破損の狀著しいものは殆皆特別保護建造物だと云つて良い。中には政府の出捐に依つて修繕の完備して居るものも無いではないが、之も誠に九牛の一毛にも足りない。是等の由緒ある國實的建造物も現狀の儘で押し進めば、玆十數年を出でずして其の大半は腐朽して了ふだらう。是が完全なる修理には差當り數千萬圓の經費を要するのではあるまいか。是を僅々十數萬圓の豫算を以て抂りなりにも保存の實を擧げつゝある文部省當局の努力に對しては、滿腔の敬意を表せずに居られない。而して特別保護建造物の保存の困難は卽ち我が史蹟保存の困難に他ならない。建築物にして史蹟として既に指定せられたものは僅々二十二件に過ぎないけれど、之が經常的の管理並に臨時的の大修繕には莫大の經費を要する。一例を擧ぐれば、奈良の北山十八間戸の如き、史蹟としては極めて小さなものでありながら、既に指定以來一萬七千圓の費用を支出して居る。我國現下の財政狀態としては、北山十八間戸の例に則つて他の重要史蹟の保存を計るのは全然不可能である。己むを得ず、或は地方公共團體に之が管理保存の經費を負擔せしむるとか、或は民間に寄附を仰ぐとか、あらゆる手段を採つて居るのだが、生産的事業に投資する樣に利益が顯れて來ない。而も獲る處の利益は精神的無形的の利益で、何等物質的報酬を伴はないので、喜んで多額の費用を投ずる人は極めて稀なのである。史蹟保存の難關は煎じつめれば財政難に歸着すると云つても良いのである。

三

史蹟に對する自然力の破壞は、或は己むを得ぬとして泣寢入つても罪は輕い。是に對する人力の破壞は、遙に强暴を極むるのみならず、一面之を防止し得るのだから、是を等閑に附するのは吾々子孫末代に對しても最も罪深い業と云はねばならぬ。實際史蹟の調査に當つて見ると、其の破壞は十中八九迄天然の不可抗力に因るのでは無く、全く人爲に基くのである。勿論文明の進むに從ひ、産業組織の改革に伴ひ、重要なる史蹟も之を犧牲とせねばならぬ公益上の理由と經濟上の原因との存在を認めねばならぬ場合も多い。然しながら、人間は決して物質にのみ生きるものではなく、更に精神の糧を食べねばならぬ。經濟的利益に偏重して、精神的文明の破壞を顧慮せざるが如きは、誠に現代の惡弊の一と見なければな

らぬ。大正の文化は獨り大正の人々の手に依つて築かれたのではない。實に二千五百年の間、倦まず弛まず、營々として努力した我等祖先の業跡である。此の二千五百年の努力の跡を如實に物語るは卽ち史蹟に外ならない。是に依つて我々祖先の功績を追憶し、更に將來の計を樹つるの資を得るのである。斯く貴重なる紀念物を、目前の利益の爲めに破壞して惜しまざるが如きは、祖先に對して誠に相濟まぬのみならず、我々の子孫に對しても甚だ申譯ない仕義ではあるまいか。斯く史蹟保存の重要な理由は極めて明瞭なるに拘らず、實際に當つて見ると物質的利益の前には殆ど何等の權威を持たぬ樣な觀がある。

申すも恐れ多い次第であるが、我國存立の中心たる皇室御歷代の宮趾に就て之を觀ると、其の位置さへ確然と分らぬ迄に消滅したものもあると云ふ。彼の有名な平城宮趾の如きも空しく水田と化して訪ぬべき栞さへ無かつたのを、幸にして故德川候の盡力に因り保存の道も講ぜられ、顯彰の實も擧がつたのであるが、不知不識の間に斯る尊ぶべき史蹟の、或は田となり道と化し、或は心無き者の住家となるを見ては嘆いても猶餘りありと云はざるを得ぬ。

我國文化の中心は諸侯の城廓である。城廓を中心として、軍備も整へられた。政治も行はれた。學問も起つた。藝術も榮へた。而も此の城廓が不川となつた維新以後、如何に急速に如何に撤底的に破壞さいつゝあるのであらう。江戸城の如き、其の外廓にして僅に影を留むるは、常磐橋門趾、牛込門趾日比谷、虎の門等數個所に過ぎない。都市の發展に伴ひ、或は道路として或は住宅地として、其の必要は大にあるのだらう。然し一寸した注意の向け樣に依つて、僅な利益を犧牲にしたに過ぎずして、此の最も雄大なる史蹟は或は破壞されずに濟んだのではあるまいか。俗謠に「伊勢は津で持つ、津は伊勢で持つ、尾張名古屋は城で持つ」云々と云ふ句がある。東海道筋を一寸覗いて見ても、小田原、沼津、靜岡、濱松、豐橋、岡崎、名古屋と、皆昔は城で持つて居た都市である。城無くば都市なく、城は實に是等の都市の生みの母である。而も一旦城としての效用が無くなつたと云つて、直に之を打ち毀すのは、忘恩も甚だしいではないか。云はゞ祖先の墓にも比すべきものである。如何に窮したからと云つて、其の墓を打ち毀して家を建てる勇氣はあるまい。而も我國の大都市は悉く此の忘恩を敢てして居る。只僅に眼前の利益に幻惑されて斯る結果に陷つたのだが、此の眼前の利益たるや最も人の心を捕へ易く、之に打ち克つは極めて困難である。此の眼前の利益を捨てゝ、再び獲ることの絕對に出來ぬ史蹟を保存するの觀念を起さしむること、此の自覺を呼び起すことこそ當面第一の急務であると共に、最大難關の一である。

朝野相協力し、聲を大にして史蹟保存の必要を高唱せねば

ならぬのではあるが、今や物質文明の表面の華やかさに幻惑せられ、更に深い貴い精神的文明の內容を認識し得ざる現代に於て、史蹟保存事業の如きも或は、老人の隱居仕事の樣にも思はれ、或は貴族富豪の餘技と見られ、少壯有爲の人々の間に閑却され勝ちな傾向を有するのは遺憾千萬である。史蹟保存の思想を萬人に普及し、輿論の背景の下に、根强く、華々しく、本事業の完成を期したいものである。史蹟保存思想の普及撤底、是本事業の眼目の一であり且最大難關の一つである。

四

世人は往々史蹟名勝天然紀念物保存法の存在に依り、最早我國の史蹟は完全に保存されるものと誤解して居る樣だ。本法は確に古社寺保存法と相並んで、我國史蹟の保護者である。然し保存法に依り史蹟として指定されたとしても單に消極的に現狀の變更を防止するの形式的效果を生ずるに過きぬ。法を以て自然力を制限する譯には行かない。此の自然力を或程度迄、打ち負かすのに、どうしても莫大な經費を必要とする。現在の我國の財政を以て、果して幾何の國帑を之に投じ得るや、國と呼應して地方公共團體並に一般私人が果して幾何の出捐を敢てし得るのであらうか。此の財力の問題は卽ち史蹟保存事業の一大難關である。

法は人の行爲を制限し得る。保存法は史蹟の現狀變更を禁止するの力を有する。然しながら、史蹟保存の重要を自覺せざる處に於て、此の法を强行せむか、決して滿足な結果は得られない。法は民族精神の顯現である。民族精神の結晶たるの實質を持つて初めて、圓滑なる運用を得る、國民の自覺ある後援が無ければ、徒らに苛酷の非難を受くるに止まる。

我が史蹟名勝天然紀念物保存法は、古社寺保存法と共に、議會の提案に依つて生れ出た法律である。眞に國民の自覺に因つて生れ出た法である。我國現行の法律中、政府の提案に基かず、立法府たる議會の率先して制定したものは寥々曉の星の如き觀がある。其の一たるの光榮を有する史蹟名勝天然紀念物保存法は將來益々國民の自覺に後援を有て、其の效用を發揮せねばならぬ。此の國民の自覺を益々深からしめ廣からしむるは實に史蹟保存事業の難關の一と云はざるを得ない。

史蹟名勝天然紀念物保存協會規則

第一條　本會ハ史蹟名勝天然紀念物保存協會ト稱ス

第二條　本會ハ本部ヲ東京市麹町區大手町一丁目二番地ニ置キ便宜支部ヲ各地ニ置ク

第三條　本會ハ史蹟名勝天然紀念物ヲ研究シ其ノ保存方法ヲ講シ且之ニ關スル思想ノ普及ヲ圖リ國體ノ精華ヲ發揚スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ機關雜誌ヲ刊行シ講演會研究會、展覽會ヲ開催シ其他本會ノ趣旨ヲ普及スルニ必要ナル事業ヲ行フ

第五條　本會ノ會員ヲ分チテ維持會員、通常會員ノ二種トス

一、維持會員ノ會費、一ケ年金六圓又ハ一時金百圓以上

一、通常會員ノ會費、一ケ年金四圓

本會ノ會員タラントスルモノハ一ケ年分ノ會費ニ入會金壹圓ヲ添ヘ本會ニ申込ムベシ

第六條　會員ニ對シテハ機關雜誌ヲ配布ス

會員ハ本會ノ趣旨ニ該當セル事蹟又ハ物件ヲ發見シ若クハ意見アルトキハ之レヲ本部ニ報告スルモノトス

第七條　本會ハ會員ノ會費、寄附金、國庫補助其他ノ收入ヲ以テ維持ス

第八條　本會ニ會長一名、副會長二名、評議員若干名（內常務委員若干名）

幹事及書記若干名ヲ置ク

本會ハ會務ノ發展ニ從ヒ總裁副總裁ヲ推戴シ顧問ヲ推薦スルコトアルヘシ

會長ハ本會ヲ代表シテ會務ヲ綜理シ副會長ハ會長ヲ輔佐ス

評議員ハ重大ノ件ニ對シ會長ノ諮詢ニ應シ常務委員ハ會ノ常務ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス、幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス、書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ掌ル

第九條　會長ハ內務大臣ヲ以テ之ニ充ヲ副會長以下ハ會長ノ指命トス

會長、副會長、評議員ハ名譽職トス

評議員以下ノ任期ハ二ケ年トス

第十條　本會ハ毎年一回總會ヲ開催シ會務ヲ報告ス

東京市麹町區大手町一丁目二番地內務大臣官房地理課內
史蹟名勝天然紀念物保存協會
振替口座東京七六三九番

定價

一部	金五拾錢	送料二錢
六部	金三圓	郵稅共
十二部	金六圓	郵稅共

毎廿日一發行

注意

注文　右誌代は總て前金にてお拂込み下されたし。

送金　手數を除き途中紛失の恐れなきをもつて振替口座東京七六三九番に振込まれたし。

宿所　住所姓名はなるべく詳細に申し送られたく又轉居せられた時は直に新住所通知せられたし。

編輯所

東京市麹町區大手町一丁目二番地內務大臣官房地理課內
史蹟名勝天然紀念物保存協會

第一集第一號

大正十五年一月二十五　印刷納本
大正十五年一月二十五　發行

編輯人　矢吹活禪　東京市麹町區一丁目二番地史蹟名勝天然紀念物保存協會內

發行兼印刷人　岩塚源也　東京市神田區須田町六番地

印刷所　長柄印刷所　東京市淺草區柴久町三十五番地

發行所　白鳳社　東京市神田區神保町六番地

廣告

廣告掛員に御申附け下されたし。